

国際見本市会場（インテックス大阪）の定期建物賃貸借による 事業運営にかかる公募型プロポーザル実施要領

国際見本市会場（以下「インテックス大阪」という。）は、見本市産業の振興及び育成並びにビジネス創出による大阪経済の発展に貢献する政策目的を実現するために設置した施設であり、施設機能を最大限に発揮させ、より一層の効果的かつ効率的な施設の運営をめざしています。

本市は、インテックス大阪の運営について、民間事業者等の持つ知識やノウハウにより、施設を有効に活用いただける事業運営者を公募型プロポーザル方式により募集します。

1 契約の内容・条件

①貸付内容

名称・所在地 (住居表示)	貸付物件	貸付面積 (㎡)	貸付期間
国際見本市会場 (インテックス大阪) 住之江区南港北1-89外 (住之江区南港北1-5-102)	インテックス大阪 の全施設	159,137.03	令和4年4月1日 ～ 令和9年3月31日

※ 詳細は、【資料1-1】物件調書及び【資料1-2】施設現況配置図をご参照ください。

※ 本件は、借地借家法（平成3年法律第90号）第38条に基づく定期借家権設定契約のため、契約は期間の満了により終了し、契約の更新は行いません。ただし、本実施要領「3 契約にあたっての留意事項」に記載するモニタリングにおいて本市が適当と認めるときは、契約期間の満了の日の翌日を始期とする新たな定期建物賃貸借契約を締結(5年間)するものとします。

(施設の概要)

設置年月	昭和60年5月（1～5号館、センタービル） 平成5年10月（6号館）
敷地面積	128,932.66 ㎡
延床面積	159,137.03 ㎡
主な施設	展示館1～6号館（展示面積 70,078 ㎡） 屋外展示場（2,900 ㎡） 会議室（22室、22 ㎡～534 ㎡） 事務室（2室、293 ㎡・258 ㎡） 6号館屋上駐車場（900台） 中埠頭駐車場（977台、26,475.04 ㎡）

②賃貸料

最低制限価格

固定賃料 年額6億円（最低制限価格以上の金額で契約するものとします。）

※上記価格には、消費税及び地方消費税相当額を含んでいません。契約の際は加算されます。

歩合賃料 本物件において得られた「展示館・会議室・駐車場」収入の年間額（4月から翌3月までの1年間の消費税等を除く収入額）について、固定賃料額（消費税等を除く）を超える額の40%に相当する額（1円未満切捨て）。

ただし、『新たな見本市催事』の誘致・企画(共催を含む)にかかる「展示館・会議室」収入分については、歩合割合（40%）の2分の1の割合である20%に相当する額（1円未満切捨て）とします。

（歩合賃料については、提案外とします。）

	固定賃料を超える本物件において得られた収入の年間額		
		『新たな見本市催事』の誘致	『新たな見本市催事』の企画
展示館	40%	20%	20% 展示館利用による収入見合いの20%
会議室	40%	20%	20% 会議室利用による収入見合いの20%
駐車場	40%		

※『新たな見本市催事』の定義（以下のi～iiiをすべて満たすもの）

- i ISO基準に定義される「商談のために開催され主としてビジネス目的の来場者を対象とする産業見本市」で、かつ新規催事(誘致分及び企画分)として展示館を1館又は1ゾーン(5号館Bゾーンは1ゾーンと見なさない)以上使用するもの。
- ii 商談を主たる目的とする出展者の占有小間面積が全出展者面積の7割以上のもの。
- iii 会期全体を通じて見本市での商談件数が200件以上のもの。

※ なお、『新たな見本市催事』の対象として歩合割合を20%とする催事は事業運営者から事前申請とし、前述基準の適否に疑義を生じた場合は双方協議のうえ本市が決定します。

③契約保証金

- 1 契約保証金は固定賃料（月額、別途消費税等を加えます）の3カ月分とします。
ただし、大阪市契約規則第37条第1項ただし書に該当する場合には、契約保証金の納付を免除することがあります。
※契約と同時に、13(2)④の申込保証金を契約保証金に充当します。
- 2 契約保証金は、本契約が終了した際の契約規則第61条の規定により契約を解除したときに還付します。
- 3 契約保証金については、その預かり期間における利息を付しません。

④貸付条件

- 1（指定用途）
「国際見本市会場」という公益目的を十分に認識し、主に見本市等を中心としたMICEの用に供するものとします。
- 2（施設名称）
原則として現行の名称である「インテックス大阪」を使用してください。
- 3（施設営業時間）

営業時間や利用形態は近隣への騒音や交通環境などに十分配慮し、近隣住民の理解を得るように努めてください。

- 4 (施設修繕)
 - ア 本件建物等の修繕については、事業運営者の費用負担により実施してください。
 - イ 事業運営者の費用負担により実施すべき修繕費は単年度で1億円以上(消費税等額を含む)とします。
 - ウ 修繕計画及び修繕実績については、年度毎に本市へ報告していただきます。
 - エ 施設運営に影響が及ぶ等の緊急性の高いものから優先的に修繕を実施してください。
 - オ 投じた有益費や必要費を本市に請求することはできません。
 - カ 施設の劣化状況等にかかる調査資料については、プロポーザル参加者に別途提供します。
 - キ 大規模修繕については、本市が必要と認めた場合、本市の費用負担により実施します。実施に際しては、事業運営者との事前協議を行います。臨時休館、事業運営者の事業計画の変更、施設管理業務の見直し等が発生する場合があります。
 - ク 本市の大規模修繕実施にあたっては、本市予算編成にかかる実施内容の調整及び施工時の工事業者等との調整などに関して事業運営者の協力をお願いします。
なお、本市の費用負担によるものであっても、緊急性の高いものなどについては、事前協議を行ったうえで事業運営者に工事を実施いただく場合があります。
- 5 (本市への報告)

施設運営にあたり、施設の利用規程(利用料金・利用時間など)その他の重要な事項は本市へ報告を行ってください。

 - ア 施設運営にかかる実績(見本市等の開催件数、利用状況、催事種別、主催者分類、来場者数、運営収支など)について、事業年度毎及び本市が必要とする場合に報告を行ってください。
 - イ 施設は善良な管理者の注意のもと適切な維持管理を行うとともに、設備等にかかる法定点検及び自主点検の実施状況及び実施結果について本市に報告を行ってください。
 - ウ 報告内容及び本市が必要と認める事項に関して、随時その状況を実地に調査し、必要な報告及び資料の提出を求める場合があります。

⑤禁止する用途

- 1 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する業の用に供することはできません。
- 2 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条2項に定める暴力団またはその他の反社会的団体及びそれらの構成員がその活動のために利用するなど、公序良俗に反する用途に使用することはできません。
- 3 大阪市暴力団排除条例に基づく暴力団員又は同条例施行規則第3条各号に掲げる者に使用させることはできません。
- 4 地域住民等の生活を著しく脅かすような活動の用に供することはできません。
- 5 悪臭・騒音・粉塵・振動・土壌汚染などを生じさせ、近隣環境を損なうと予想される用途に使用することはできません。

2 施設管理・運営の方針

- (1) 見本市等の誘致及び自主企画を積極的に行い、施設の利用促進に努めるとともに在阪企業のビジネスマッチング機会の創出に積極的に取り組むこと。
- (2) 利用者の要望に適切に対応するなど、サービスの向上に努めること。
- (3) 常に善良な管理者の注意をもって施設・設備の維持管理及び安全管理に努めること。
- (4) 関係機関及び周辺施設等と十分に連携を図ること。とりわけ大阪府が所有する国際会議場（グランキューブ大阪）とは、府市における大阪の MICE 機能強化に向けた取り組みの方向性を踏まえ、共同でプロモーション活動に取り組むなど積極的な連携を図ること。
- (5) 自主企画（共催を含む）での見本市の開催においては、企業のビジネスマッチングを促進させるような効果的なサポートに努めること。
- (6) MICE 推進戦略（仮称、令和3年度中に大阪府市により策定予定）に沿った運営となるよう協力すること。

参考:「大阪における MICE 推進方針」（平成 29 年 3 月策定）

<https://www.city.osaka.lg.jp/keizaisenryaku/page/0000395350.html>

「大阪都市魅力創造戦略 2025」

<https://www.city.osaka.lg.jp/keizaisenryaku/page/0000531369.html>

3 契約にあたっての留意事項

- (1) 契約の締結は、事業運営予定者決定日において本件の令和4年度予算が成立していないときは、当該予算が成立したときとします。
- (2) 施設運営にかかるリスク負担は【資料2】リスク負担表のとおりです。
- (3) 施設内の備品類一式【資料3-1】については、本契約の貸付範囲に含みます。備品類は貸付期間開始日に、現況有姿にて物件とともに引き渡しますが、資料等と現況が相違している場合、現況が優先します。なお、備品類については適切に維持管理してください。また、耐用年数の超過等によって貸付備品類が使用できなくなった場合でも本市の費用負担による備品類の更新はありません。
- (4) 設備一覧表については、【資料3-2】のとおりです。
- (5) 契約期間満了後は、利用者の不利益や負担とならないよう、次の事業運営者に適切に業務を引き継いでください。なお、引き継ぎのために要する費用について、本市の別途負担はありません。
- (6) 当該施設は都市再生安全確保計画において、災害時のコスモスクエア駅周辺地域での一時退避場所に、また一部の施設（6号館）は「津波避難ビル」に指定されており、本市として施設を市民の避難場所等に使用する必要が生じる場合があります。この場合、事業運営者に対して施設使用及び災害対応への協力を求める場合があります。
- (7) 当該施設については、感染症の大規模流行等により、国・大阪府等の行政機関から臨時的感染症の対策用の施設としての使用について依頼を受ける場合があります。この場合、事業運営者に対して施設の提供とそのために必要となる催事の調整などの協力を求める場合があります。
- (8) 現在、売店、レストランなどの利用者利便施設及び事務室（1室）については、現行運営事業者が本市から賃借し、その一部を転貸して運営しています。転貸の期間は令和4年3月31日までとなっています。なお、賃貸物件の現況については【資料4】のとおりです。

- (9) 「1.契約の内容・条件」内（施設概要）に示す駐車場のほかに、大阪市住之江区南港北1-25-2の用地（面積：18,744.95 m²）について、来訪者及び搬出入車両の駐車場として使用することができます。使用にあたっては、別途管理運営委託契約を締結することになります。なお、ここに示す駐車場用地は、本市が所有者より貸与を受けるものであり、所有者の都合により駐車場用地が使用できなくなる場合があります。
- (10) 貸付期間の最終年度（5年目）にモニタリングを実施します。モニタリングの結果、提案内容に基づく協定に沿った事業運営がなされ、契約期間における実績や成果等が良好であると本市が認める場合には、公募によらず当該事業運営者と契約期間の満了の日の翌日を始期とする新たな定期建物賃貸借契約を締結（5年間）するものとします。なお、モニタリングの概要については【資料5】のとおりです。
- (11) 見本市をはじめとするMICE活性化に向けた取り組みの推進を図るうえで本市が必要と認める場合は、事業運営者に関係機関で構成する連絡会議や協議会等への参画を要請する場合があります。
- (12) 本施設の建物・設備については、今後改修等の基本計画を策定し、実施設計などを経て、本件契約期間中（期間中の後半となる見込み）に施設の一部の館を1年以上休館する程度の大規模改修の実施を見込んでいます。基本計画の策定～実施設計を行う際、必要に応じて協力を求めることがあります。また、大規模改修を実施する場合は、その実施手法や催事についての調整の協力を求める可能性があるほか、固定賃料の額の変更などについて別途協議させていただきます。

4 インテックス大阪の賃借料に関する収支実績等について

過去直近3年間の資料は下のとおりです。

- ・インテックス大阪の賃借料に関する収支実績 … 【資料6】
- ・インテックス大阪の施設利用状況 … 【資料7】
- ・インテックス大阪の現行運営事業者による施設修繕実績 … 【資料8】
- ・インテックス大阪の大阪市による修繕実績等 … 【資料9】

5 参加資格

(1) 参加資格要件

- ① 法人であること。
- ② 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者
- ③ プロポーザル実施説明会（机上説明会）に参加した者（共同企業体の場合は構成員のいずれかが参加していること）。
- ④ プロポーザル参加申請時に大阪市入札指名停止措置要綱に基づく指名停止を受けていないこと。
- ⑤ 大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けていないこと及び同要綱別表に掲げるいずれの措置要件にも該当しないこと。
- ⑥ 民事再生法（平成11年法律第225号）及び会社更生法（平成14年法律第154号）による申し立てをしていない又はされていない者であること。ただし、同法による再生計画または更生計画の認可の決定が確定している場合を除く。
- ⑦ 宗教活動や政治活動を目的に事業を実施する者でないこと。
- ⑧ 最近1事業年度の消費税及び地方消費税、大阪府税（府の区域内に事業所を有し

ないものにあつては主たる事務所の所在地の都道府県税)及び大阪市税に係る徴収金を完納していること(ただし、納税義務を有する者に限る)。

- ⑨ 本施設の維持管理に必要な専門技術者を有するとともに、展示館産業に精通した職員を有すること(他の法人等に属する専門技術者等と連携して業務にあたることのできる場合を含む)。
 - ⑩ 本業務にかかる企画立案及び経理処理などの各種事務処理能力、個人情報管理体制など事業実施に必要な能力や体制が整っていること(他の法人等と連携して業務にあたることのできる場合を含む)。
- (2) 共同企業体による参加申請

本事業の効果的・効率的な実施を図るうえで必要な場合は、複数の法人等が共同してプロポーザル参加することができます。この場合は次の事項に留意して参加してください。ただし、単独で応募した事業者は、共同事業体の構成員となることはできません。また、各構成員は、複数の共同事業体の構成員となることはできません。

- ① 共同企業体による参加申請にあたっては、構成員間で共同企業体の名称、代表となる法人、事業所の所在地、業務分担、責任負担、などの必要事項を定めた共同企業体協定書を締結してください。
- ② 参加資格要件は共同企業体の構成員すべてが満たしている必要があります。
- ③ プロポーザル参加申請後における、代表となる法人や共同企業体の構成員の変更は原則として認められません。

6 プロポーザル実施説明会

(1) 開催日時・場所

令和3年8月18日(水) 時間帯:午後 場所:大阪市内南港エリア

※詳細な開催時間・場所は、申込者へ別途お知らせします。

(2) 参加申込

【様式1】の実施説明会参加申込書を令和3年8月16日(月)までにご提出ください。ただし、提出については午前9時~午後5時30分までとし、土・日・祝日及び午後0時15分から午後1時までを除きます。

(持参、送付のほかEメール、FAXによる申込を可としますが、送付後は下記の確認先へ電話確認を行ってください。)

(提出・確認先)

大阪市住之江区南港北2-1-10 ATCビル ITM棟4階 M-4

大阪市経済戦略局立地交流推進部国際担当 担当:藤永・佐藤

TEL:06-6615-3743 FAX:06-6615-7433

E-mail:ga0005@city.osaka.lg.jp

(注) 実施説明会に参加しない場合は、プロポーザル参加はできません。

<現地見学会>

現地説明会は実施しませんが、実施説明会への参加者のうち、現地見学を希望される参加者は施設をご覧いただくことが可能です。見学日時等の詳細については、別途調整のうえ希望者に連絡いたします。

7 質問事項の受付

当該募集についての質問は、実施説明会終了後から令和3年8月26日（木）午後5時30分までに質問書【様式2】にてEメールもしくはFAXによりご照会ください。

また、送付後は下記の照会先へ電話確認を行ってください。

質問事項の受け付けは実施説明会の参加者に限ります。

質問事項に対する回答は、経済戦略局ホームページにて行います。

（令和3年9月2日（木）を予定）。

なお、実施説明会での質問は一切受け付けません。

<照会先>

大阪市経済戦略局立地交流推進部国際担当 担当：藤永・佐藤

TEL：06-6615-3743 FAX：06-6615-7433

E-mail：ga0005@city.osaka.lg.jp

8 プロポーザル参加申請

(1) 申請期間 実施説明会終了後から令和3年9月9日（木）まで

（ただし、土・日・祝日を除く午前9時から午後5時30分まで。

また、午後0時15分から午後1時までを除きます）

(2) 申請方法 実施説明会で配布するプロポーザル参加申請書及び次の必要書類をご提出ください。（持参または送付のみ受付。期限必着。）

- ① 定款、寄附行為、規約又はこれらに類する書類
- ② 法人登記簿謄本又は登記事項証明書（提出の日において発行日から3カ月以内のもの、登記事項証明書の場合は、「現在事項証明書」「履歴事項全部証明書」のいずれかに限ります。）
- ③ 法人の役員名簿
- ④ 印鑑証明書（提出の日において発行日から3カ月以内のもの）
- ⑤ 納税証明書【最近1事業年度の原本各1部】
 - ・大阪市税務所が発行する市税（全税目）の納税証明書
 - ・大阪府の府税務所が発行する府税（全税目）の納税証明書
 - ・税務署が発行する消費税及び地方消費税の納税証明書
- ⑥ 最近3事業年度における貸借対照表、損益計算書、収支計算書等の法人の財務状況を明らかにする書類
- ⑦ 誓約書
 - ・本要領5(1)参加資格要件の全てを満たす旨の誓約書【様式3】
 - ・大阪市暴力団排除条例施行規則第3条各号に該当しない旨の誓約書【様式4】
- ⑧ 共同企業体で参加する場合は、構成員となる全ての法人の上記①～⑦までの書類及び次の書類
 - ・共同企業体届出書【様式5】
 - ・共同企業体使用印鑑届【様式6】
 - ・共同企業体協定書（写）

(3) 提出先

大阪市住之江区南港北2-1-10 ATCビル ITM棟4階 M-4

大阪市経済戦略局立地交流推進部国際担当 担当：藤永・佐藤

9 企画提案書の提出

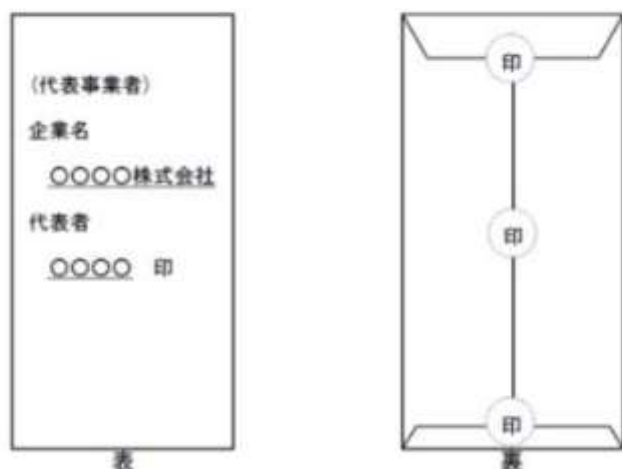
- (1) 提出資料 企画提案書【様式7-1】、収支計画書【様式7-2】、人員配置計画書【様式7-3】
(指定の様式を用い、記載欄を適宜拡張して使用してください)
- (2) 提出部数 正本1部（記名・代表者印を押印したもの）と副本14部を提出してください。 * 副本には社名等を記載しないでください。
- (3) 提出期間 プロポーザル参加申請日から令和3年9月30日（木）まで
(持参または送付のみ受付。期限必着。ただし、土・日・祝日を除く午前9時から午後5時30分まで。また、午後0時15分から午後1時までを除きます)
- (4) 提出先 大阪市住之江区南港北2-1-10 ATCビル ITM棟4階 M-4
大阪市経済戦略局立地交流推進部国際担当 担当：藤永・佐藤
- (5) その他
- ・応募書類は理由の如何にかかわらず返却いたしません。
 - ・複数の提案書の提出はできません。
 - ・期限後の提出、書類の差し替え等は認められません。
 - ・応募書類は本件公募にかかる事業運営予定者選定審査の目的のみに使用し、他の目的には使用しません。

10 価格提案書の提出

- (1) 企画提案書と合わせて価格提案書【様式8】を提出していただきます。
- (2) 価格提案書には年額賃料のみを記載して下さい（歩合賃料は含みません）。賃料に関する前提条件や変動要素等を参加者が記載した場合は、提案を無効とします。
- (3) 訂正の容易な筆記具（鉛筆など）で記載しないで下さい。必ずボールペン又はペンで記入して下さい。
- (4) 年月日は、申込書類の提出日を記入して下さい。
- (5) 所在地、会社名等は、参加申込書に記載されたとおりに記入し、必ず実印で押印して下さい。
- (6) 価格提案書に記入する金額は、総額で、1枠に1字ずつ「1、2、3…」と記入し、金額の前枠に「¥」、「金」、又は実印で押印による『留印』をつけて下さい。
- (7) 訂正する場合は、誤記部分に一を引き、実印で押印したうえ、正しく書き直して下さい。
- (8) 金額欄の訂正は、誤った数字だけでなく、金額全てに一を引き、実印で押印し、正しく書き直して下さい。
- (9) 価格提案書を無地封筒（長型3号）に入れ、糊付け、割印し、表に事業者（共同企業体の場合は代表事業者）の企業名、代表者名を記載し、実印を押印の上、提出して下さい。
- (10) 割印は、実印で3カ所（上・中・下）に押印して下さい。
- (11) 次の「11 企画提案審査」において、価格提案審査への参加資格を有するものとならなかった場合は、価格提案書を返却しますので、返信用封筒（角型2号・返信先明記・切手添付不要）を合わせて提出して下さい。

※価格提案書に記載された価格における3月分の賃料に相当する額を申込保証金として納付することになります。

価格提案書を入れた封筒（見本）



11 企画提案審査

- (1) 応募申込者が本プロポーザルに参加する資格を有していることを確認した上で、提出された企画提案書の内容について、本市が開催する学識経験者等からなる選定会議（非公開）において、提出された提案が本施設の運営方針の内容を十分理解しているかどうかを、【資料 10】に定める審査基準に基づき評価を行います。
- (2) 審査は原則として提出書類及びプレゼンテーションに基づいて行い、【資料 10】に定める審査項目について、趣旨の理解度や有効性などの観点から評価を行います。審査において必要に応じ、応募申込者に対してヒアリング等を行うことがあります。
- (3) 選定会議において得た評価結果を参考に本市で審査を行い、優秀と認められる提案をした事業者は、価格提案審査への参加資格を有するものとします。
- (4) 選定会議における評価の結果、評価点の合計において、配点の 75%を満たさない企画提案については、優秀とは認められない提案とします。また、各審査項目において、著しく評価の低い項目がある企画提案についても同様とします。
- (5) 選定会議の委員名等の個人を特定する情報については、本プロポーザルの事業運営予定者決定までは非公表とします。

12 企画提案審査結果の通知

企画提案審査の結果については、10月中下旬頃に応募申込者全員（応募申込者が共同企業体の場合はその代表事業者のみ）に対し「企画提案審査結果通知書」により通知します。（通知は価格提案書の返信用封筒を使用します）

13 価格提案審査

- (1) 価格提案審査の対象者
 - ① 11(3)の価格提案審査の資格を有する者を対象に、あらかじめ提出いただいている価格提案書に基づき審査を行います。
 - ② 企画提案審査への資格を有するもの以外の応募申込者からの価格提案書については、返却します。
 - ③ 応募申込時から価格提案審査時までの間において、「5 参加資格」の要件を欠く

こととなった場合、又は要件を欠いていることが判明した場合は、応募申込みの受付を取消し、価格提案審査を行いません。

(2) 価格提案審査の実施

① 価格提案審査の日時

価格提案審査日：企画提案審査結果の通知から1週間程度以内とし、別途お知らせします)

受付時刻：別途お知らせします。

開封時刻：別途お知らせします。

受付場所：大阪市住之江区南港北2-1-10 ATCビル ^{オズ}O's棟南館4階
大阪市経済戦略局 第2会議室

② 価格提案審査の執行場所

大阪市住之江区南港北2-1-10 ATCビル ^{オズ}O's棟南館4階
大阪市経済戦略局 第2会議室

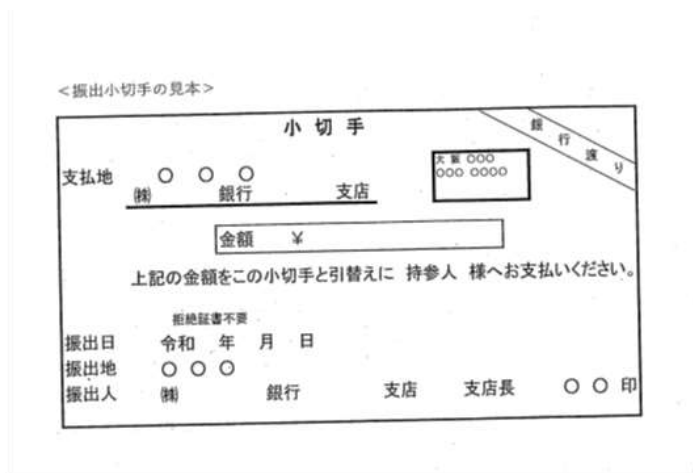
③ 提出書類等（当日持参するもの）

- 1 企画提案審査結果通知書
- 2 委任状（本市所定様式、代理人により参加する場合のみ）
- 3 実印（代理人により参加する場合は、委任状の「受任者」欄に押印した印鑑）
- 4 申込保証金納付書（代理人により参加する場合は、「参加人」欄には参加申込書の申請者の実印を押印して下さい。ただし、「受取人」欄は受任者の印鑑となります。
- 5 金融機関振出小切手（自己宛小切手、下記④参照）
※2、4については、「企画提案審査結果通知書」の送付に併せて交付します。

④ 申込保証金

- 1 価格提案審査参加者は、価格提案審査当日、受付時間内に受付場所で申込保証金を納付して下さい。
- 2 申込保証金の納付は、本市の発行する申込保証金納付書により、金融機関振出小切手で行って下さい。

< ↓振出小切手見本 ↓ ※a~f >



※a 大阪手形交換所に加盟する金融機関の本・支店が振り出した小切手として下さい。（見本参照）

b 価格提案書に記入した金額の3月分以上の金額の小切手を用意して下さい。

- c 振出人、支払人とも同一金融機関になります。ただし、(株)ゆうちょ銀行が振り出したものは同一となりません。
 - d 持参人払式として下さい。
 - e 「振出日」欄は、別途お知らせする価格提案審査日から起算して1週間以内のものとして下さい。
 - f 上記 a～e の要件を充たした小切手以外は受領できません。
- ⑤ 事業運営予定者の決定
 価格提案審査参加者が1者であり、その価格提案が最低価格以上であった場合、その1者を事業運営予定者として決定します。価格提案審査参加者が2者以上であった場合は、その価格提案が最低価格以上であった者のうち、最も高い価格提案を行った者を事業運営予定者として決定します。
- ⑥ 価格提案書の書き換え等の禁止
 価格提案審査参加者は、事前に提出した価格提案書の書き換え、引き換え及び撤回をすることはできません。
- ⑦ 開封
 開封は、価格提案審査参加者立会いのもとで行います。価格提案審査参加者が誰も立ち会わない場合は、価格提案事務に関係のない本市職員を立ち合わせます。
- ⑧ 価格提案の無効
 次のいずれかに該当する価格提案は、無効とします。
- ア 年額賃料が最低価格未満の価格提案
 - イ 価格提案審査参加資格がない者のした価格提案
 - ウ 指定の日時まで提出しなかった価格提案
 - エ 申込保証金を納付しない者、又は申込保証金が所定の額に達しない者がした価格提案
 - オ 価格提案書に所定の記名押印がない価格提案
 - カ 本市が示した価格提案書(様式8)を用いないでした価格提案
 - キ 価格提案審査参加者が2以上の価格提案をしたときは、その全部の価格提案
 - ク 金額、名称、その他主要部分が識別し難い価格提案
 - ケ 訂正印のない金額の訂正、削除、挿入等による価格提案
 - コ 価格提案に関し不正な行為を行った者がした価格提案
 - サ 余事記載のある価格提案
 - シ その他価格提案に関する条件に違反した価格提案
- ⑨ 価格提案が同額であった場合の事業運営予定者の決定方法
- 1 年額賃料が最も高い価格提案を行った者が2以上あるときには、企画提案審査の評価が最も高い者を事業運営予定者とします。
 - 2 前項の場合において企画提案審査の評価が最も高い者が2以上あるときには、直ちにくじにより事業運営予定者を決定します。
 - 3 くじにより事業運営予定者を決定する場合、価格提案書に押印した印鑑が必要です。(代理人により参加する場合は、委任状の「受任者」欄に押印した印鑑)
 - 4 価格提案審査参加者のうち、くじを引かない者がある場合、本市が指定した者(価格提案審査参加事務に関係のない本市職員)が価格提案参加者に代わってくじを引き、事業運営予定者を決定します。
- ⑩ 価格提案審査結果・経過の公表(企画提案審査結果も含む)

- 1 事業運営予定者が決まったときは、事業運営予定者名及びその価格提案金額を、事業運営予定者がいないときはその旨を、開封に立ち会った価格提案審査参加者に公表します。
 - 2 価格提案審査後の問い合わせに対しては、事業運営予定者名及びその価格提案金額を回答するとともに、本市ホームページにおいて、事業運営予定者名及びその企画提案審査結果及び価格提案金額を掲載します。
 - 3 事業運営予定者の企画提案書の一部若しくは全部を本市ホームページで公表します。
 - 4 全価格提案審査参加者の価格提案金額及び価格提案審査参加者名を記載した価格提案審査経過調書を作成し、大阪市経済戦略局立地交流推進部内において、閲覧方式により公表します。
- ⑪ 価格提案審査の中止
不正が行われるおそれがあると認めるとき、又は災害その他やむを得ない理由があるときは、価格提案審査を中止、又は期日を延期することがあります。
- ⑫ 申込保証金の還付等
- 1 事業運営予定者以外の者が納付した申込保証金（小切手）は、開封後返還しますので、大阪市経済戦略局立地交流推進部国際担当（大阪市住之江区南港北2-1-10 ATCビル ITM棟4階 M-4）に申込保証金納付書を提出して下さい。
 - 2 申込保証金は、その受入期間について利息をつけません。

14 契約説明会

- (1) 事業運営予定者に対しては、契約手続の説明会を価格提案審査終了後、引き続き大阪市経済戦略局立地交流推進部内会議室で行います。
- (2) 契約説明には、事業運営予定者の代表者又は代理人が必ず出席して下さい。

15 審査結果

審査結果は書面をもって通知します。

また、経済戦略局ホームページにおいて審査結果を公表します。

16 無効及び失格

- (1) 提出された書類に虚偽の内容があった場合は、審査結果を無効とします。また、参加申請必要書類の提出後から契約締結までの期間において、本要領5(1)参加資格要件を満たさなくなった場合についても無効とします。
- (2) 選定委員に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めた場合は失格とします。
- (3) 他の提案者と応募提案の内容またはその意思について相談を行った場合は失格とします。
- (4) 事業運営予定者決定までの間に、他の提案者に対して応募提案の内容を意図的に開示した場合は失格とします。

17 契約の解除について

- (1) 事業運営者が、本プロポーザルにおいて不正な行為を行ったことが判明した場合は、その契約を解除することがあります。
- (2) 契約を解除した場合において、本市に損害が生じたときは、本市は事業運営者にそ

の賠償を請求することがあります。

18 物件の引渡し等

貸付期間開始日に、現況有姿にて物件を引き渡します。なお、図面等と現況が相違している場合、現況が優先します。

賃貸借契約等に必要は一切の経費は賃借人の負担とします。

19 その他

- (1) 企画提案書等の作成・提出、また契約の締結及び履行に関する一切の費用にかかる経費は、提案者の負担とします。
- (2) 申請内容等に変更が生じた場合は速やかに報告してください。(提出後の企画提案内容の変更は認められません。)
- (3) 契約の締結は、令和4年3月31日までにいきます。また、採用された提案内容等に基づいて運営を行っていただくために、別途「協定書」を締結していただきます。なお、事業運営予定者以外の名義で契約を締結することはできません。
- (4) 本実施要領に定めのない事項は、地方自治法(昭和22年法律第67号)、地方自治法施行令及び大阪市契約規則(昭和39年大阪市規則第18号)等の関係諸法令に定めるところによって処理します。